

令和7年度高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 業務名

高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務

(2) 業務の目的

中国向け EC モール等（越境 EC 含む）に特設サイトを構築・運営し、オンラインプロモーションを実施することにより、EC 小売市場世界一である中国に向けた高知県産品の認知度向上および販売拡大を図るとともに、新たに輸出を目指す県内事業者の取り組みを促進する。

(3) 業務内容

「令和7年度高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

2,400 千円（消費税額及び地方消費税額等、各種税額を含む）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、「令和7年度高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

「令和7年度高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」のとおり。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という）と次点者を選定する。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人高知県貿易協会（以下、「貿易協会」という）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10日以内（予

定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて貿易協会と交渉を行うことになる。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

8 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意すること。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していること。
なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して提出すること。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定し、代表者を選任すること。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとする。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできない。

9 質疑と回答

質疑事項は質疑書(別紙1)により電子メールで受付する。電話により着信を確認すること。質疑事項を受け付けた場合は、その質疑事項と回答の内容を県地産地消・外商課及び貿易協会のホームページに掲載する。

受付期限 令和7年4月28日(月)17:00まで

送付先 export-120901@ken.pref.kochi.lg.jp

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を予定している者は、プロポーザル参加申込書(別紙2)及び法人概要書(別紙3)に資格要件の確認書類を添えて申し込むこととする。申込に当たって必要な提出書類は以下のとおりとし、共同企業体で参加する場合は代表者及び全ての共同提案者が②～④の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(別紙2)
- ② 法人概要書(別紙3)
- ③ 法人の都道府県税の納税証明書
- ④ 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤ 共同企業体に関する協定書の写し(共同企業体で参加する場合に限る)

(2) 提出期限等

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

②提出期限

令和7年5月15日（木）17時（必着）

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎3階

公益社団法人高知県貿易協会 担当者：甫木・横山

TEL：088-821-0033 FAX：088-822-3065

(3) 資格要件の確認

貿易協会で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認結果を令和7年5月19日（月）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(4) 資格要件が満たさなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（貿易協会の閉庁日を除く。）以内に、書面により、貿易協会に対して資格要件が満たさなかったことについての説明を求めることができる。

②貿易協会は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（貿易協会の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

11 企画提案書の作成

別途定める「令和7年度高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「令和7年度高知県産品オンラインプロモーション事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかに全ての提案者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

14 日程（予定）

令和7年4月28日（月）	質疑書の提出期限（17時締切）
5月15日（木）	参加申込書の提出期限（17時締切）
5月27日（火）	企画提案書の提出期限（12時締切）
6月3日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
6月6日（金）	審査結果通知（予定）

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（貿易協会内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を申出書（別紙4）により提出することとする。開示・非開示の判断は、提出された申出書に基づき行うものではなく、申出書を参考に、同条例に基づき貿易協会が客観的に判断する。
高知県情報公開条例
[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)
- (4) 契約者以外の提出書類の内容については、提案者の承諾なしに利用することはない。

16 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎3階
公益社団法人高知県貿易協会 担当者：甫木・横山
TEL：088-821-0033 FAX：088-822-3065
E-mail：export-120901@ken.pref.kochi.lg.jp

17 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ②審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③貿易協会事務局員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

18 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の貿易協会との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は同

規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。